

第 2 期愛知県医療費適正化計画の実績に関する評価報告書の概要

1 実績に関する評価の位置付け

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、平成 25 年 3 月に策定した第 2 期愛知県医療費適正化計画(計画期間:平成 25 年度から 29 年度まで)について、実績評価を行う。

2 目標の進捗状況

(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標

	目標値	進捗状況	(参考)
特定健康診査実施率	70%以上 (平成 29 年度)	53.1% (平成 28 年度)	47.6% (平成 24 年度)
特定保健指導実施率	45%以上 (平成 29 年度)	20.3% (平成 28 年度)	17.5% (平成 24 年度)
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (対平成 20 年度比)	25%以上減 (平成 29 年度)	2.4%減 (平成 28 年度)	0.9%減 (平成 24 年度)
20 歳以上の喫煙率	男性 20%以下 女性 5%以下 (平成 29 年)	男性 26.1% 女性 6.4% (平成 28 年)	男性 28.4% 女性 6.5% (平成 24 年)

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

	目標値	進捗状況	(参考)
平均在院日数(介護療養病床を除く全病床)	24.6 日 (平成 29 年)	23.3 日 (平成 28 年)	25.1 日 (平成 24 年)
後発医薬品割合	上昇 (平成 29 年度)	73.8% (平成 29 年度)	50.2% (平成 25 年度)

3 計画に掲げる施策の主な実施状況

(1) 県民の健康の保持の推進に関する施策

① 生活習慣病の発症・重症化予防

・「あいち健康プラザ」が有する実践的な健康づくりに関する技術等を活用し、市町村が行う健康づくり事業や健診データの分析・評価のほか、市町村健康増進計画の見直し、健康関連施設の有効活用などに対して助言や指導を行い、市町村の健康づくり技術や指導者の資質向上を図るとともに県民の健康づくりの環境整備を推進
・たばこ対策推進事業(たばこ対策推進会議の開催、指導者養成講習会の開催、地域たばこ対策の推進)を実施

② 健康づくりに関する情報の提供

・あいち県民健康祭やウォーキング大会を始めとした県内の健康づくりイベントの情報や、県の健康づくり施策に関する情報を随時提供

③ 特定健康診査・特定保健指導に関する普及啓発

・医療保険者 3 団体との協働で、鉄道会社、商業施設等へのポスター掲示、ホームページによる情報発信等特定健康診査・特定保健指導についての普及啓発を実施

④ 特定健康診査等の実施率向上に向けた取組の支援

・医療圏における地域・職域連携協議会等において市町村や地域の商工会、商工会議所、労働基準監督署等関係機関が連携することで特定健康診査とがん検診の同時実施の体制整備が図られるよう保健所を通じて調整、支援を実施

⑤ 特定健康診査・特定保健指導に携わる人材の育成

・特定健診・保健指導研修会を(公財)愛知県健康づくり振興事業団に委託して開催

⑥ 特定健康診査等データの分析、活用の推進

・法定報告として国へ提出される実績報告データを、各医療保険者に提供依頼を行い、集約したデータを県で分析し、地域の健康課題が可視化できる資料を作成し、データを各市町村・医療保険者に還元

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する施策

① 医療機関の機能分化・連携の推進

・愛知県医療審議会医療体制部会を開催し、「愛知県地域保健医療計画」の進捗状況等について議論を行った

② 在宅医療の推進

・全ての郡市区医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、地域における在宅医療を提供するための体制の充実・強化を図った
・市区町村ごとに患者情報を共有するために、ICT(情報通信技術)による在宅医療連携システムを導入し、かかりつけ医や訪問看護師など在宅医療関係者の活動を支援
・愛知県在宅医療推進協議会を設置し、県内の在宅医療の現状を把握・分析し、保健・医療・福祉・行政など関係機関が相互に連携した在宅医療を円滑に提供する体制の構築を図った

③ 地域包括ケアシステムの構築

・市町村において、地域包括ケアシステム構築の体制づくりが進むよう、平成 26 年度から平成 28 年度まで、モデル事業を 6 市(地区医師会モデル:安城市、豊川市、田原市、訪問看護ステーションモデル:新城市、医療・介護等一体提供モデル:豊明市、認知症対応モデル:半田市)において実施
・平成 28 年度から平成 29 年度まで、春日井市の高蔵寺ニュータウン(石尾台・高森台地区)を対象地域とし、高齢者のつながりを深め、多世代交流を促す取組等を行う団地モデル事業を実施
・県民向けの普及啓発として、地域包括ケアについて分かりやすく解説したショートムービーやリーフレットを作成したとともに、地域包括ケアに取り組む団体等を紹介するイベントを開催

④ 介護サービス等提供体制の整備

・「愛知県高齢者健康福祉計画」に基づき、必要な在宅サービスの利用見込み量が提供されるよう、多様な事業者の参入を図るとともに、介護保険施設の計画的な整備を推進

⑤ 後発医薬品の適正使用の推進

・愛知県後発医薬品適正使用協議会を開催し、後発医薬品の使用に関して十分な理解や信頼が得られるよう関係者等との情報の共有を行った

・国民健康保険の保険者（市町村保険者及び国保組合の全て）に対して実地指導を行い、被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知の実施状況を確認するとともに、積極的に行うよう指導を実施。さらに、年度末に開催した、管内全ての市町村保険者・国保組合を対象とする国民健康保険主管課長会議においても、上記実地指導と同様の指導を実施

・愛知県後期高齢者医療広域連合に対して実地指導を行い、被保険者への後発医薬品希望カードの配布や差額通知の実施状況を確認するとともに引き続き積極的に実施するよう助言を実施（後発医薬品希望カードを全被保険者に配布、差額通知について、年2回通知）

⑥ 意識啓発を通じた適正な受診の促進

・国民健康保険の保険者（市町村保険者及び国保組合の全て）に対して実地指導を行い、診療報酬明細書の審査、点検の充実強化及び重複受診者・頻回受診者への保健師の訪問の実施状況を確認するとともに指導を行った。さらに、管内全ての市町村保険者・国保組合を対象とする国民健康保険主管課長会議においても、上記実地指導と同様の指導を実施

4 平均在院日数の短縮による医療費適正化効果の推計

第2期愛知県医療費適正化計画では、介護療養病床を除く全病床の平均在院日数を24.6日に短縮することで、医療費の伸びが約368億円抑制されると推計していた。平成28年実績では、平均在院日数が23.3日と目標を達成しており、医療費の伸びは約899億円抑制されているものと推計される。

	平均在院日数 (介護療養病床を除く全病床)	医療費適正化効果額
計画策定時の目標値	24.6日(平成29年)	△367.6億円程度
実績値	23.3日(平成28年)	△898.6億円程度

注) 医療費適正化効果額は、国が作成した推計ツールを使用して推計

5 医療費の推計と実績の数値について

第2期愛知県医療費適正化計画では、医療費適正化に係る取組を行わない場合、平成24年度の推計医療費2兆1,400億円から、平成29年度には2兆5,950億円まで医療費が増加することが推計されており（適正化前）、医療費適正化に係る取組を行うことで、平成29年度の医療費は2兆5,384億円となると推計していた。

平成29年度の医療費（実績見込み）は2兆3,090億円となっており、第2期愛知県医療費適正化計画で推計される医療費（適正化後）との差異は2,294億円となる。

本県における医療費の推計及び実績の推移 (単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画策定時の推計 (適正化前) ①	21,400	22,268	23,166	24,096	25,008	25,950
計画策定時の推計 (適正化後) ②	(第2期計画 策定時推計)	22,141	22,939	23,762	24,560	25,384
実績 ③	-	21,163	21,569	22,468	22,466	23,090
差引 ③-②	-	△978	△1,370	△1,294	△2,094	△2,294

(注) 各年度の実績については、都道府県別国民医療費。ただし、平成25年度、29年度については、それぞれ平成23年度、28年度都道府県国民医療費を基にした推計。

6 今後の課題及び推進方策

(1) 県民の健康の保持の推進

- 特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率については、第2期愛知県医療費適正化計画における目標と実績との差が大きいことから、引き続き実施率の向上に向けて、関係者の更なる取組をより一層促す必要がある。
- メタボリックシンドロームの該当者及び予備群に関して、メタボリックシンドローム該当者及び予備群には約50%の服薬者が含まれており、特定保健指導の効果について、服薬者を対象とするメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率で測ることは必ずしも適切とはいえないため、第3期医療費適正化計画では、目標を「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。）」と見直し、目標の達成に向けての取り組みを推進する。

(2) 医療の効率的な提供の推進

- 第2期愛知県医療費適正化計画における平成29年の平均在院日数を24.6日まで短縮するという目標については達成が見込まれる。第3期医療費適正化計画においては、関係者とも協力しつつ、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進に取り組む。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、平成32(2020)年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標が設定されたことを踏まえて、後発医薬品の使用促進について、関係者の更なる取組をより一層促すことが必要である。